

西周『致知啓蒙』を読む（下）

鈴木 修 一

8

「命題諸式」と題される第^十三章から『致知啓蒙第二巻』は始まる。第三章「學術分岐」で述べられたように、「是ヨリ下ハ、致知学ノ業前ニ、涉タル所ニシテ、所謂術ノ部ナリ」の冒頭をもつ。そして「誰ニモ、明カニ知ラルヘシ、致知学ノ疆域ノ内ニテハ局外中立ノ権ヲ、許スコトナキヲ」（415頁）と続くが、ここで「局外中立ノ権ヲ、許スコトナキ」とは、前章「同異表決」で、「致知ノ本疆ニテハ「イハロナリ」「イハロニ非ルナリ」と「同意ヲ求ムル」（412～3頁）ことが必至であることを言うのであろう。⁽¹⁾更に「又知ラルヘシ、此分析法ヲ、用ヒナハ、黄金ト、銀トノ相混ハレルニ、硝酸ヲ灌ギテ、銀ハ硝酸銀ト化シ、黄金ノミ残レルヲ」（同上）とは唐突な記述だが、これも前章での、主語と述語との関係について、「之ヲ彙類ノ法ニカケテ、上行へ上ホシ、下行へ下タシタル際ハ、ニ、臨ミテ、同一ナリトカ、不同一ナリトカ、……言ニ顯ハシテ、肯定ニテナリ、否定ニテ非ルナリト、断ハルナリ」（413頁）を受けているのであろう。つまり、「彙類ノ法」と前章で言っていたのを、何の断りもなしに「分析法」と言い換えているのである。従って「分析法」は当然「分解法」と「総合法」の両方を含んだ概念である。

そして、「サレハ、致知学ニテハ、分解ト、総合トノ二法ニ従ヒ、前ノ单元ノ二ツノ内、何レニテモ、理性ノマニマニ、莫逆嘉納ヲ受ルニ、至ラ

スシテハ、得モ止マサルナリ」(同上)と述べられるとき、ここで「前ノ單元ノ二ツ」と言われているのは、「肯定ノ定説」(=同一律)と「否定ノ定説」(=矛盾律)のことであり、「理性ノマニマニ、莫逆嘉納ヲ受ル」とは、理性の「自ラ味マシ、自ラ欺クコトヲ、得サル」(413頁)本性上、必ず、矛盾しない一貫性、整合性の上に成立する、ということ言っているのであるろう。

次いで、「配偶無二[exclusion]ノ法」があると、その説明がなされるが、これは、「莫逆嘉納ノ法」の第三番目の單元、つまり排中律に対応するものである。「命題ノ主位ニ配合スヘキ、属位ノ言ハ、苟モ是ヲ一ツ得タラハ、是即チ二ツトナキ同一ニシテ、真トノ配偶タレハ、佗シ千萬ツハ、此配偶ニアラス」(同上)という法である。

このように予備的考察が示されて、いよいよ、章題の本論に入る。以上の前提の上に、命題が得られるのであるが、そのとき「再ヒ度量観ト、形質観トニ、還ルコトアリ」(416頁)で、形質観から「表題」(=肯定命題)と「裏題」(=否定命題)、度量観から、主位(=主語)に「アラユル」「アル」の「標シ」が加えられるに応じて「全称ノ極」「特称ノ極」、が出てきて、両観相待ちて、四つの命題の成立が説明される。そして記号化に苦心した跡が見られ、「○ハ全称」「⊃ハ特殊」「=ハ肯定」「一ヲ否定」と記号化し、以下のように、属位(=述語)の全称、特称を加味して計八つ(章題の「命題諸式」に従って言うと八式)の命題を示している。

甲 (A)	全称ノ表題	$\bigcircイ = \bigcupロ$
乙 (I)	特称ノ表題	$\bigcupイ = \bigcupロ$
垂甲		$\bigcircイ = \bigcircロ$
垂乙		$\bigcupイ = \bigcircロ$
丙 (E)	全称ノ裏題	$\bigcircイ - \bigcircロ$
丁 (O)	特称ノ裏題	$\bigcupイ - \bigcircロ$

半丙	○イー○ロ	
半丁	○イー○ロ	(416～7頁)

しかし、このように示した上で、次のように断っている。「属位ニ、其標シ(=全称、特称)ヲ加フルハ、先哲モ、其説区々ナルヲ、コハ唯考ヘヲ、定ムル為ノミニテ、命題ニハ、シカスルニ非ス」(417頁)と。しかし、ここまで考えないと「命題モ、精シク定カナラス」であると心得なければならぬと注意している。⁽²⁾ そのうち、半丙、半丁は、理由が示されず、「何レモ取ル者ナシト、云ヘリ」とされているが、それは、半丙、半丁は、否定命題であり、属位ロは、必ず全称になり、特称ではあり得ないからである。

そして残る六式が、「命題ノ三式」と名づけられる三式に分類される。

齒類ノ式 [formula of inclusion]	甲、乙	
立類ノ式 [formula of constitution]	亜甲、亜乙	
不齒類ノ式 [formula of exclusion]	丙、丁	(417～8頁)

ここで齒類とは、主位を属位に「納レテ、其類ヒニ、閉コムル者」を言い、不齒類とは主位を属位より「ハネ除キタル考ヘ」を表わしている。又、立類とは「主位ノ者ニテ、属位ノ部類ヲ、造リ立ル」ことであるとされ、例として、「人ハ皆道理ヲ知ル者ナリ」は、「人ヲ集メテ、道理ヲ知ル者ノ、一類ヲ立ル」(417頁)と考えられるから、そう呼ばれるのである。

そして、「ハタ如何ナル議題カハ、此六ツニ、約マラサルコトノ、アルヘキ」と記して、すべての「議題」は「イハロナリ」のように、「約マ」る(=形式化される)のだが、「約メ法」については、文章で書くのではわずらわしく、「口授ナラテハ、悉スヘクモアラス」なので、「精シキコトハ、本ツ書ニ譲リテ、是ヨリ先ツ演題ノ論ヒニ、カカリナム」(418頁)とされて、この章が終わる。

ところで上に見た「命題ノ三式」中「立類ノ式」についてであるが、後に見るように、西は推理において結局全く触れていず、この分類は、命題

論としてはそれなりの意味をもつとは言え、推理論においては、甲、乙、丙、丁の四命題式しか問題にされていないが、現在においても、それは同様である。

なお一つ触れておくと、先きに第^十章で、「単称」について触れながら、この章で、全称、特称に区分した際、この区分との関係に西は触れていないが、それは西の「単称」についての理解に関わるかもしれない。単称を示すときには「必ス下モニ、一ツテフ言、又上ニ指斥言ノ、此テフ言ハ、ヲ加」えるか、「イト定カニ、言ハサル時ハ、或ルテフ言ヲ冠ラス」(410頁)と述べられていた。もし、ミルの『論理学体系』が「本ッ書」なら、これら個別名辞が主語ならば、それは単称命題と呼ばれることになるが、⁽⁴⁾この^十章の「外延」の考え方から言えば、単称命題は全称命題と同じものと考えてよいことになり、西も当然そう考えて、あるいは敢えて触れなかったのだろうか。

9

さて、第^{十四}章から推理論になるが、ここで先ず、その全体を、現行の表現で補いながら概観しておくと、次のようになる。

引証 (推理)	互証 (直接推理)	対偶互証 (換質法) ……第 ^{十四} 章
		転換互証 (換位法) ……第 ^{十六} 章
		反対互証 (対当推理) ……第 ^{十五} 章
	演題 (間接推理=三段論法) ……………第 ^{十七} 章以下	

推理 (= 引証) を定義して次のように言う。「…… 題 (= 命題) ヲ、二ツヨリ多ク聚メ、上ニ考ヘヨリ、次ニ考ヘヨ、引キ明カスヲ、引証 [inference] ト云フ」(418頁) と。そして引証は「互証」と「演題」とに分けられる。「演題 [syllogism]」とは、「トアル考ヘヨ、直チニ、引キ明

カサスシテ、中間^{ナカラ}ニ媒チヲ置キ、是ニ拠テ、引証スルモノナリ、故ニ其題三ツトス」と定義され、「互証ハ、媒チヲ取ラス、是ヲ以テ、彼ヲ引証スルモノナリ、故ニ其題ニツナリ」(418～9頁)と定義される。しかしこの互証は推理と言うよりも、「題ト題トノ、係リアフ理リヲ、弁マフル」ものと、留保がつけられる。このような考え方は、西ガミルの『論理学体系』に依拠してこの『致知啓蒙』を著したとすれば、ミルの考えに従っている、とも言えよう。事実ミルは『論理学体系』では、換質法、換位法、対当関係(ミルは対当推理とは呼ばない)は「誤って推理と呼ばれているもの」と呼んでいる。⁽⁵⁾

推理を互証と演題に分けた後、互証についての論が始まる。互証においては、「前ナル題ヲ、前唱 [antecedent] (=前件)」「次^キナル題ヲ、後和 [consequence] (=後件)」と呼ばれるが、このことばを使って再度互証の定義がなされる。互証とは「後和ニテ、前唱ノ真トニ、協ヘリヤ、否ヤヲ、引証スルモノナリ」(419頁)と。

そして本節冒頭で概観したように、互証は「対偶法 [contraposition]」(=換質法)、「反対法 [opposition]」(=対当推理)、「転換法 [conversion]」(=換位法)と三大別され、それぞれ定義されるが、対偶法とは「後和ニテ、前唱ノ題ト、表裏^{ウラオモテ}ニナリテ、相並ヒタル題ヲ設ケテ、其協ヘリヤ、否ヤヲ、見ルナリ」と定義される。現代風に換言すれば、「命題の質(肯定、否定)を、命題の内容を変えることなく、変える」ということである。用語として、「偶主 [contraponent]」(=換質を受けるもの)、「偶客 [contraposita]」(=換質されたもの)、が導入されるが、以後、使用されることはない。

対偶法の手続きとしては次のように述べられる。「前唱表題ナラハ、裏ノ後和、裏題ナラハ、表ノ後和ニテ(命題の質を変え)、度量ノ平称タル者ヲ並ヘ下シ、マツ後和ノ属位ヲ、前唱ノ属位ト、全ク表裏^{ウラハラ}ナル極ニ易ヘ(述語をその矛盾概念で置きかえ)」(419頁)る。例として挙げている式

を現行と並記すれば、次のようになる。

甲ノ「○イ＝㊦ロ」→丙ノ「○イ－○ロナラヌ者」(SaP → SeP̄)

丁ノ「㊦イ－○ロ」→乙ノ「㊦イ＝○ロナラヌ者」(SoP → SiP̄)⁽⁶⁾

次に順序を変えて、第~~十~~六章「転換互証」(＝換位法)について見ておく。「転換法 [conversion]」とは、「主位ト属位トヲ置換ヘテ、(前唱と後和の関係が、「協ヘリヤ、否ヤ」を) 見ルナリ」と定義され(419頁)、この章の冒頭でも再度、「題ノ極ヲ、主位ト属位ト、取り換フルコト」(423頁)と定義される。つまり、命題の内容を変えないで、主語と述語の位置を交換する操作である。ここでも、「転語 [converse]」(＝前唱、換位を受けるもの)、「換語 [converdent]」(＝後和、換位されたもの)という用語が導入される(423頁)。

転換法は次のように三つに大別される。

a 単転換(＝単純換位)、単転換は「丙 (Sep) 乙 (Sip) ノニツニ於テ、施スヘシ、コハ皆、主位モ属位モ、度量異ナルコト無ケレハ、其形質ヲ、易フルコトナク、置キ換フヘシ」(432頁)。例として次のようなものが挙げられている。

丙ノ「○イ－○ロ」→「○ロ→○イ」(Sep → PeS)

乙ノ「㊦イ＝㊦ロ」→「㊦ロ→㊦イ」(Sip → PiS)

b 不定転換(＝限量換位)、「転語ヲ換フルカ上ヘニ、其度量ヲモ、全称ヨリ、特殊ニ換フルナリ、唯形質ハ易フルコトナシ」(423頁)。これが適用されるのは甲についてである。

甲ノ「○イ＝㊦ロ」→「㊦ロ＝㊦イ」(SaP → PiS)

丙も不定転換可能だが、それは単転換に「供フヘキ者ナレハ」として、余り用いられない、と断っている(424頁)。

c 対偶転換(＝換質換位法)、「対偶ノ法ト、転換ノ法ト、相雜リテ、重ナレル運用ナリ」。具体的には、「先ッ転語ニ倣ヒテ、対遇ノ換語ヲ作り、

此換語ヲ置キ換フル」、つまり、換質法を施し、更に换位法を施す。このように説明されるとき、当時ミルの『論理学体系』でも、そうであったが、現在と異って、最後にもう一度換質法を施して、元の命題の主語の矛盾概念を述語とし、述語の矛盾概念を主語とする新しい命題を作る、というようにはならず、元の命題の述語の矛盾概念を主語とするところで終わっている。⁽⁷⁾ 西の挙げている例で見てみよう。

「 $\bar{O}I - \bar{O}R$ 」……………「久シク約ニ居ル能ハサル者
対偶法 ↓ ハ仁者ニ非ルナリ」(SoP)

「 $\bar{O}I = \bar{O}R$ ナラヌ者……………「久シク約ニ居ル能ハサル者
転換法 ↓ ハ不仁者ナリ」(Si \bar{P})

「 $\bar{O}R$ ナラヌ者 = $\bar{O}I$ 」⁽⁸⁾……………「不仁者ハ久シク約ニ居ル能
ハサル者ナリ」($\bar{P}iS$)

現行では更に、対偶法を施して、

「 $\bar{O}R$ ナラヌ者 - $\bar{O}I$ ナラヌ者」……………「不仁者ハ久シク約ニ居ル能
フ者ナリ」($\bar{P}o\bar{S}$)

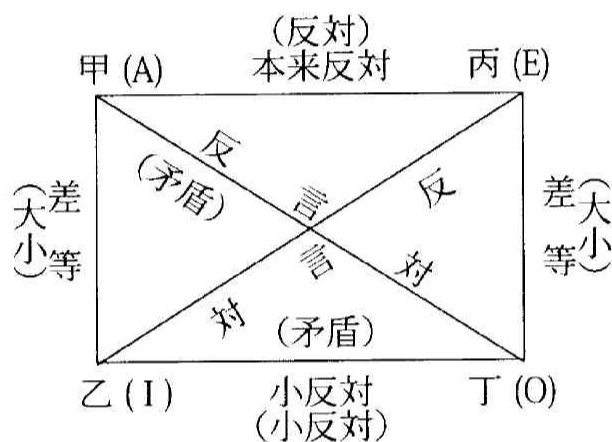
となる。この例は「丁」の場合であるが、「丙」についても、「丙 (SeP) ノ対偶ハ甲 (Sa \bar{P}) ニテ、甲ヲ得タル上へ之ヲ不定転換（限量换位）ニカケテ、乙 ($\bar{P}iS$) ヲ得ヘキナリ」としているが、当然現行では、更にその「対偶」を求めて「丁」($\bar{P}o\bar{S}$) となる。なお、無い物ねだりになるが、戻換法 (Inversion) については、ミルが触れてない以上、西も言及していない。

そしてここでも「今ハ唯其梗概^{アラマシ}ヲノミ挙テ、委シキコトハ原^{モト}ツ文ニナム、譲リツル」(424 頁) である。⁽⁸⁾

10

次に第十五章「反对互証（反对法）」であるが、第十四章で、「前唱ノ題ト、相背カワリタル題ヲ設ケテ、（前唱と後和の関係が「協ヘリヤ、否ヤ」を）見ユナリ」（419頁）と述べられていた。

反对法とは現在「対当（による）推理」と呼ばれているものであるが、これが五つに分けられるとされる。すなわち、「本来反对」（=反对対当）、



反言対（=矛盾対当）、「実反对」、「小反对」（=小反对対当）、「差等」（=大小対当）である。⁹⁾ これを、対当方形で示すと次のようになる。現行と同じ呼称は、小反对だけである。次に各々がいかに捉えられているか見ていく。

- a 本来反对…「名ニテ、既ニ知ラルル如ク、前唱ノ真トヲ、後和ニテ、助ケ顕ハス者ニハアラテ、前唱ヲ破ラムト、立テタル者ナリ、サレハ、前唱ノ真トナルハ、後和ノ偽リ、後和ノ真トナルハ、前唱ノ偽リナルコト、三ツメノ单元（前に見た「莫逆嘉納ノ法」におけるいわゆる排中律）ニテ著シ」、そして、「コハ唯甲ト丙トノ間タニ在テ、度量同シク（全称）、形質異ニシテ（肯定、否定）、二ツノ中、何レカ真トナルヘシ（420頁）と説明される。更に、「本来反对ハ、共ニ全称ナレハ、言ハ、^{カズ}、^{カズ}交ミニ、拒キルコトヲ得テ」言われて、意味がよく解らないが、「共に偽であり得る」ということか。
- b 反言対…「甲ト丁ト、又乙ト丙トノ間タニ在テ、度量モ、形質モ、共ニ異ナル者ナリ、コモ亦前唱ト後和ノ中、何レカ、真トニ出ツヘクシテ、共ニ真ト、共ニ偽リナルコトナシ」（420頁）と説明は簡潔要領を得て

いる。

- c 小反対…「本来反対ト、度量ノ違ヒニテ、コモ亦度量同シク、形質異ナル者ニテ、乙ト丁トノ間タニ在リトス、コハ其一ツ真トニシテ、佗シ偽リナルコトアルカ上ヘニ、両ツナカラ、真トナルコトアリテ、両ツナカラ、偽リナルコトナシ」と、これも説明の要はないだろう。
- d 差等…「甲ト乙ト、丙ト丁トノ間タニ在テ、……形質同ウシテ、度量異ナル者」と命題間の関係を示し、「全称ヲ差主トイヒ、特称ヲ差客ト名ケ」、真偽関係が次に説明される。「全称ノ中ニ、特称ヲ兼ルコトハ、得ヘシト雖トモ、特称ノ中ニ、全称ヲ含ムコトハ、得ヘカラサル」と断つて、「差主ヨリ、差客へ移リテ、前唱真トナラハ、後和モ真トナルヘシ（Aが真ならIは真、Eが真ならOは真）、然レトモ、差主ノ前唱、偽リナリトテ、差客ノ後和、必ス偽リナリトハ、謂フヘカラスシテ、真トナルコトアリ（A、Eが偽なら、I、Oは真偽不定）」と説明され、又、「又差客ヨリ、差主へ移リテ、前唱真トナリトテ、後和必ス真トナリト、謂フヘカラスシテ、偽リナルコトアリ（I、O真ならば、A、Eは真偽不定）、然レトモ、差客ノ前唱、偽リナラハ、差主ノ後和、必ス偽リナルヘシ（A、E偽なら、I、Oは偽）」と説明される。

以上を整理して、西の使用したことばのままに示すと次表のようになる。

	甲 (A)	丙 (E)	乙 (I)	丁 (O)
甲・真ト		偽リ (偽)	真ト (真)	偽リ (偽)
丙・真ト	偽リ (偽)		偽リ (偽)	真ト (真)
乙・真ト	必ス真トナリト、 謂フヘカラス、偽 リナルコトアリ (真偽不定)	偽リ (偽)		一ツ真トニシテ佗 シ偽リナルコトアル 上ヘニ、両ツナ カラ、真トナルコ トアリ (真偽不定)

丁・真ト	偽リ (偽)	必ス真トナリト、 謂フヘカラス、偽 リナルコトアリ (真偽不定)	一ツ真トニシテ佗 シ偽リナルコトア ル上ヘニ、両ツナ カラ、真トナルコ トアリ (真偽不定)	
甲・偽リ		真偽遽カニ、弁ヘ 難キ (真偽不定)	必ス偽リナリトハ、 謂フヘカラス (真偽不定)	真ト (真)
丙・偽リ	真偽遽カニ、弁ヘ 難シ (真偽不定)		真ト (真)	必ス偽リナリト、謂 フヘカラス (真偽不定)
乙・偽リ	必ス偽リ (偽)	真ト (真)		両ツナカラ、偽リ ナルコトナシ (真)
丁・偽リ	真ト (真)	必ス偽リ (偽)	両ツナカラ、偽リ ナルコトナシ (真)	

最後に反対反証を総括して、これは「両題ノ相係ハル理リヲ、示シタル者」と指摘し、各命題間を「交互ニ比較シテ、其関係ヲ審カニスル」ことができる(422～3頁)と言う。例として、乙(偽)→丙(真)→甲(偽)、乙(真)→甲(真偽不定)、乙(真)→丁(真偽不定)などが挙げられている。

(五つの反対反証の一つとして挙げられていた「実反対」についてであるが、これは「度量形質、共ニ同シ」(421頁)で「属位ニ、相反セル実ヲ當テ」、「属位ニ佗シ極ヲ充テ」た命題関係である。そしてこれは、「甲ト甲ト、丙ト丙ト、乙ト乙ト、丁ト丁ト」(421頁)の関係であり、上記の対当方形の中に入ってこないものである。述語の「相反セル実」により命題関係が保たれているような対当、西の例では「義ニ喩ル者ハ君子ナリ」を「義ニ喩ル者ハ小人ナリ」と言うが如しものである。実反対においては、従って、「両ツナカラ、真トナルコトハ、ナシト雖トモ、両ツナカラ、偽リナルコトアリ」(421頁)となる。)

11

「前ニ論ヒシ、引証ノ直チナルハ、互証ニテ、即チ此前ニ、種々ノ法ヲ、

クサクサ

挙ツル者ナク、其一ツハ、演題ニテ、爰ニ論ラフ旨ナリ」(425頁)に始まる第七章は、「演題四図」、すなわち、「三段論法四格」と題されていて、「其法モ、種々アル(定言、仮言、選言三段論法、兩刀論法等)中カニ」と断りつつ、「正格ノ演題」(=定言三段論法)の解説記述がなされていく。

演題には、「極」が三つあると紹介され、「老極」(=大名辞)、「中極」(=中名辞)、「少極」(=小名辞)が導入される。そして、演題の例が一つ示され説明が続く。

- a 似テ非ナル者ハ 真ヲ賊スル者 ナリ
- b 郷愿ハ 似テ非ナル者 ナリ
- c 故ニ郷ハ 真ヲ賊スル者 ナリ

この例で、「真ヲ賊スル者」が老極、「似テ非ナル者」が中極、「郷愿」が少極と呼ばれ、「老」と「少」は、後和(c、すなわち「断言」(=結論))の主位、属位になるから、「極端」と呼ばれることがあると言われる。「中」は「前唱」(a、b、すなわち「両約」(=両前提))にのみ顕われる極であり、「専ラ余二ツノ極ヲ量ル^{モノサシ}如^キ働^キキ^{スル}」^{ヲト}「題中ノ元極」(同上)である。ここで互証において、「前唱」「後和」と呼ばれていたものが、「約」「断言」と名づけ直されると断っている。「上^メノ二ツハ」「引証(=推論)ノ目的トナリ」、「老ト中ト顯ル^トヲ老約(=大前提)トイヒ、中ト少トアルヲ、少約(=小前提)ト云フ」。以上を先の例に当てはめると次のようになる。

- a 老約…中極 — 老極 (M — P)
- b 少約…少極 — 中極 (S — M)
- c 断言…少極 — 老極 (S — P)

これは「尋常ノ^{ヨソツネ}拠証(=論証)」においても同様で、「太郎ハ、^{オトナシ}温良イカラ、愛ラシイ」のような場合も、演題に表わせば、「温良ナル者(中)ハ愛スヘキ者(老)ナリ」、「太郎(少)ハ温良ナル者(中)ナリ」、「故太郎(少)ハ愛スヘキ者(老)ナリ」(426頁)となる、と説明される。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

ところで、演題の要は「中極」にあって、中極の「両約」における位置により、演題は異なってくるが、「拠証ノ真トニ於テハ、少シモ、易ハルコトナシ」(427頁)と言われて、「演題ノ四図(=三段論法の四格)が導入される。(同上)

	第一図 (第一格)	第二図 (第二格)	第三図 (第三格)	第四図 (第四格)
老約(大前提)	中老(M-P)	老中(P-M)	中老(M-P)	老中(P-M)
少約(小前提)	少中(S-M)	少中(S-M)	中少(M-S)	中少(M-S)
断言(結論)	少老(S-P)	少老(S-P)	少老(S-M)	少老(S-M)

このような図が示されて、「右ハ皆中極ヲ、目的ニ取りテ、立テタル者ナレハ、其互ヒニ、主位トナリ、属位トナリタル様ニ、心シテ見ルヘシ」と注意を喚起している。そして、ここで初めてだと思われるが、「今楷梯ノ為ニ」と、次のような読者に対しての練習問題が提出される。「徳テフ中極、愛スヘキ者テフ老極、并ニ、正直テフ少極ヲ、授クヘシ、試ミニ、錯綜(いろいろ組み合わせ)シテ、此四図ヲ試ミヨ」と。著者西の紹介者としてのほほえましい親切心が、他の箇所では「精シキコトハ、本ツ文ニ譲リテ」と突き離れた不親切心と「表裏」にうかがえよう。

以上で「演題」を論ずる準備は整って、更に先へ進む。「此四ツノ図ニ、各々度量観ト、形質観トヲ充テ、上ノ甲乙丙丁ヲ配リ、演題ノ軌ト云フ者トナス」(すなわち、両前提と結論にA、I、E、Oをそれぞれ置いてできる形式を三段論法の式と言う)(427頁)。「サレハ、甲乙丙丁ヲ、四ツノ図ニ乗ケテ、十六軌ヲ得、又各々四ヲ乗ケテ、六十四軌ヲ、得ルナリ」(427頁)とされるが、少々意味不明で、これを各々の図(=格)について言っているのだとすれば、実際は更にその四倍の256軌(式)になる。

この六十四軌は、「悉ク用ヒニ供フヘキ者ニハ、非サルナリ」(妥当性が

あるとは限らない）と言われて、次の二つの章で、演題の「定則」「通則」が検討されて、「用ヒニ供フヘキ者」が篩にかけられる。

12

第十六章は「首図（第一格）定則」と題される。論理学者たちは、上記の第一図を最もよく妥当するものとするが、それは、この図では、「中極其位キヲ得、佗シニ極ヲ結ヒテ、断言ニ断ハル者」（428頁）だからである。つまり、「老約ノ中極ハ、老極ニ含マレ、少約ノ中極ハ、少極ヲ含ミタル」（同上）なのだが、これを第一図の老約と

少約を入れ替えて、右図のようになるとよく理解できる。更に、このことは「裏題」においても同様である。⁽¹²⁾

いずれの場合も少極は中極に含まれ、前者では中極は老極に含まれ、故に少極は老極に含まれ、後者では中極は老

極に含まれず、故に少極は老極に含まれない、ということが明らかである。

以上のことは、第九章で述べられた「彙類ノ法」で述べられた「類」と「種」との関係で言われていることと同じことである。

更に、第十三章で述べられた「同一不同一」の考え方である「是ハ其レト同一、其レハ彼ト同一ナレハ、彼ハ是レト同一ナリ」（同上）、つまり「是＝其レ」「其レ＝彼」「∴彼＝是」（ $P - M, M - S, \therefore S - P$ ）というのと同じである。

更に、これを「理」について言えば、「此物ハ、其物ト、同一理ニテ、其物ハ、彼ノ物ト、同一理タレハ、此物ハ、彼物ト同一理ナリ」①と表現でき、ここから次のような「一ツノ单元（＝公理、原理）」が立てられる。「甲ノ丙ト同一ニシテ、乙ノ丙ト同一ナレハ、則チ甲乙亦同一ナリ」（429

$$\begin{array}{l} \text{「○少極＝中極」} \\ \text{「○中極＝老極」} \\ \text{「∴○少極＝老極」} \end{array} \quad \left(\begin{array}{l} \text{SaM} \\ \text{MaP} \\ \therefore \text{Sap} \end{array} \right)$$

$$\begin{array}{l} \text{「○少極＝中極」} \\ \text{「○中極－老極」} \\ \text{「∴○少極－老極」} \end{array} \quad \left(\begin{array}{l} \text{SaM} \\ \text{MeP} \\ \therefore \text{Sep} \end{array} \right)$$

頁) と。⁽¹³⁾

この单元から、「旧クヨリ、皆有全無之弁」(=全体および皆無の原理)と言われる二つの「定則 [rule]」が出てくる。一つは、外延の観点から演題を考えるもので、次のようなものである。「諸ヲ類ニ証シテ、其ノ有無ヲ定ム可キ者ハ、亦タ諸ヲ種ニ証シテ、其ノ有無ヲ定ム可キナリ」② (或るクラスの成員について肯定か否定されるすべてのものは、そのクラスの一部である成員についても肯定か否定される)⁽¹⁴⁾。その説明はこうである。「老約ニテ、中極ハ、老極ノ類 [ナリトカ、ニ非ストカ] 命証シ」(大前提で、MはPに含まれるか含まれないとし)、「少約ニテ、少極ハ、中極ノ一種ナリト、命証シタラハ」(小前提でSはMに含まれるとすれば)、「断言ニテ、少極ハ、老極ト、同一 [ナリトカ、ニアラストカ] 定証スヘシナリ」(結論でSはPであるか、SはPでないとする) のであり、ここではMとSを類と種と見なして、PはMSの二名辞が共有する内包と見るのだが、この内包を類より上位の類と見なせるので、外延の考えの立場に立つというのである。このように考えることによって「首図」の妥当性が保証されるというのである。⁽¹⁵⁾

二つ目の「定則」は内包の観点からのもので、「標中之標ハ、是物ノ標」③(429頁)⁽¹⁶⁾ というものである。その説明は、次の如しである。「少極(雪)ニハ、中極テフ標 (冷シ) アリトス、是初メノ標シナリ、此標シナル中極 (冷キ者) ニハ、老極テフ標シ (物ヲ冷ス) アリトス、即チ少極テフ者ノ標シハ、老極ナリ (雪テフ者ハ、物ヲ冷ス)」(430頁)。この③は上記①、②の異なった観点からの表現であり、それらと同一であることは、一目瞭然であろう。

以上①～③の「定則」より三つの「條則」(④～⑥)が立てられる、と記述は進む。

④「少約ハ、必ス肯定ナルヘシ」。

説(証)明：少約で少極は主位、中極は属位であるから、主は属のうち

に含まれ、もし否定で含まれないときは「老約トノ関係ヲ失フナリ」(少極と老極との関係が定まらない。)

⑤「老約ハ必ス全称ナルヘシ」。

説(証)明:老約で中極は主位で類名であるから、その類を含む老極は、類の類で、特称である。しかしこれは不十分である。乙(特称肯定命題)の場合も老極は特称であるから。

⑥「老約ノ形質[肯否]ハ、断言ノ形質ヲ定メ、少約ノ度量[全称]ハ、断言ノ度量ヲ、極ムル」。

この説(証)明は、今更言うまでもなく、明らかであるとして、なされていない。(430頁)

この④～⑤についての説(証)明が、いささか要領を得ないのは、次の第九章「演題通則」(三段論法の公理)で述べられる、⑨～⑭の演題の基本的公理と前後して、その個別である第一図を首図として、先に述べたためである。⑨～⑭を使えば、④は、少約が否定なら、⑬により、断言が否定になり、老極は全称、老極が全称なら、老約は否定、これは⑭に違反するから、少約は肯定、となる。⑤は、④により、少約は肯定で、中極は特称となる。⑩により、老約ノ中極は全称になるから、老約は全称である。(事実、次章でこれらの條則は⑨～⑭に照らして、再び説明されるのだが。)

続く第九章で上記のように、「演題通則」と題されて、三段論法の基本的公理が示される。

前章で示された④～⑥の條則は第一図にのみ妥当するものだと断った上で、他の三図を一図に「化シテ」(還元して)見る説(これが前章の記述の根底にあると言えよう)や、四図すべてに妥当する「通則ヲ用フヘシ」という説があると紹介して、この章では後者の立場で「此通則の元規」として二つの「單元」を立て、これについて六つの「條則」を立てていく。

二つの單元は、西も断っているように、先に見た①の「單元ヲ、説キタ

ルナリ」(431頁)であり、次のようなものである。

⑦「二極ノ第三極ト相合スル者ハ、亦互ニ相合ス」

⑧「其一合シテ、其一合セザル者ハ、相合スルナシ」

これについては①について触れたとき、注(13)で記しておいた。⁽¹⁷⁾

この二つの单元から六つの條則が立てられるが、この條則に外れると、「偽題」(=誤謬推理)(431頁)となる、と断わられる。六つの條則とは次のようなものであり、若干の注釈がなされている。

⑨「演題ハ、三極ヲ常トシ、多カル可ラス、少ナカル可ラス。」(431頁)。

少ないことは有り得ないが、例え三つでも、「一ツ言ハノ種々ニ心ヲ持ツコトア」るので、老約と少約で、中極異なる意味で使用すれば、「三ツノ極、四ツトナルコトアリ」だから、「心スヘキコトナリカシ」と注意している。しかし、これについては、第三章「同異表決」のところで触れられていた「莫逆嘉納」の法のうちの、第一の单元「肯定ノ定説」を、西のように誤解(?)していなければ、「心スヘキコト」とはならない。

⑩「中極ハ、二約ノ内ニテ、其一ハ、必ス全称ナルヘシ」。(432頁)つまり、中名辞は前提で少くとも一度は周延されていなければならない。注釈として、「中極ハ、二極ヲ較フル者ナレハ(中名辞を介して、大小両名辞が関係づけられなければならないので)、モシ再ヒ特称ニテ、顕レタラハ(両前提で周延されなければ)、断言ニテ、支障アルコト言ヲ待タス(大小両名辞の間の一義的連関がつかず、結論は出ない)」とされる。これを「中極特称ノ偽題」(中名辞不周延の虚偽)と言う。

⑪「老少ノ二極、約ニテ特称ニテ、断言ニテ全称トナル時ハ、二類トナルナリ、之ヲ老極不法、又少極不法ノ偽題ト云フ」(同上)。ここで「二類トナルナリ」の意味不明だが、次の二つの偽題になる、ということであろう。これは、前提で不周延の名辞を結論で周延してはならないということ、これに違反すると大名辞(小名辞)不当周延の虚偽ということ

になる、ということである。それぞれ例を挙げている。

- ⑫「両約トモ、肯定ナル時ハ、断言必ス肯定ナルヘシ」(同上)。両前提肯定的ならば、結論も肯定的である。単元①より出てくると指摘。
- ⑬「両約ノ内、何レカ否定ナラハ、断言ハ否定ナルヲ必ストス」(同上)。一前提が否定的ならば、結論も否定的だということ、これも単元①より出てくると指摘。
- ⑭「両約否定ナレハ、断言ヲ下スニ、由ナシ」〔同上〕。両前提否定なれば結論なし、ということ。これには注釈はないが、今までの記述から自明だと考えているのであろう。

そして最後に、⑨を犯すと「演題ノ正_ナシキ形ヲ、誤ルナリ」、⑩⑪を犯すと「度量ヲ誤ルナリ」(不当周延してしまう)、⑫⑬⑭を犯すと「形質ヲ誤ルナリ」(⑭の場合は特に否定前提の虚偽と呼ばれる)と指摘するが、⑩と⑪は「得テ有り勝ち」だから、「学者能ク心スヘシ」(432～3頁)と注意を喚起している。

13

第二章は「二十四軌 (=式)」と題されて、前述の六十四軌に前章で述べられた六則(⑨～⑭)を適用して検討すると、すべての格のすべての軌のうち五十三軌は、第一則(⑨)を犯してはいないが、「度量(⑩、⑪)形質(⑫、⑬、⑭)、ハタニ類ノ則(不明、⑪を再び言っているか?)ヲ犯セル者」で「必ス断言ニテ、イト醜クシ(誤っている)」なので、それらを除き、残る十一軌が妥当するものとなる(433頁)という指摘から始まる。しかし、この「十一軌、悉ク四_ノ図ニ、充ツヘキ者ニアラサレハ、其充ツヘキ者ヲ撰ヒテ、各々六ツツノニ配リ、二十四軌ヲ得ル」こと次の如し、と表にしている。(――と下線を付したのは十一軌中の「肯定ノ断言」、……と下線を付したのは同「否定ノ断言」(以上433頁)、□で

囲んだものは、「全称ノ断言ヲ、受クヘキ所ニ、特称ヲ受ケ」たもの（434頁）を示す。）

第一図 甲甲甲 甲甲乙 丙甲丙 丙甲丁 甲乙乙 丙乙丁
 第二図 丙甲丙 丙甲丁 甲丙丙 甲丙丁 丙甲丁 甲丙丙
 第三図 甲甲乙 乙甲乙 甲乙乙 丙甲丁 丙乙丁 丁甲丁
 第四図 甲甲乙 甲丙丙 甲丙丁 乙甲丁 丙甲丁 丙乙丁

この表について少し考察を加えると、前述したように、断言にまで甲乙丙丁を「乗ケ」ると64軌ではなく256軌になる点が間違っており、次に、11軌がすべて四図を充たさないからと、充たすために「充ツヘキヲ」どういう規準でどこから選んだのかについて全く触れていない。又、どうして「各々六ツツ>ニ配リ」なのかについても同様である。これでは読者は何のことやらわけが解らないが、実はそれは次に西が触れる、各図に適用される「ソレソレノ定則」から出てくるのであって、西の記述の順序が前後しているためなのである。そして□で囲んだもの、つまり、弱勢式といわれるものだが、ミスプリントかどうか解らないが、第四図において丙甲丁ではなくて、甲丙丁である。また、第四図の乙甲丁は乙甲乙と正すべきである。ついでに記しておく、強勢式（西の言い方に倣えば、両約ノ全称ノ一ツヲ、特殊ヲ受クヘキ所ニ、全称ヲ受ケタル者）について触れていないが、それは、第三図の甲甲乙、丙甲丁、第四図の甲甲乙、丙甲丁（表中誤って弱勢式とされている）である。

さて、次いで、前章の六ツの通則より各「殊別ナル定則」（各格に固有な定理）が成立するが、それについて証明付きで述べられる。

第一図（434～5頁）

⑮＝④「少約ハ、必ス肯定ナルヘシ」

証明：④の箇所での既述と同じ。

⑯＝⑤「老約ハ、必ス全称ナルヘシ」

証明：⑤の箇所とは異なり、ここでは明解である。すなわち、もし老約の主語である中極が特称（不周延）ならば、⑮により、少約は肯定であるから、その述語である中極は特称（不周延）になり、これは、⑩を犯すことになる。

⑰＝⑥「老約ノ形質ト、少約ノ度量トハ、断言ヲ極ムル」

証明：「前ニ云ヒシ如シ」と述べるが、前には「コハ言ヲ待サルコト」と何の説明もなし。老約＝否定、断言＝肯定なら⑬の違反。老約＝肯定、断言＝否定なら、⑫に違反。又、小極は少約と断言の主位で、少約で特称なら、断言で全称となると、「少極不法ノ則」の違反。ただし、少約で全称なら、断言の少極は「差等」（＝大小対当）にて特称も可（弱勢式）。⁽¹⁸⁾

第二図（435頁）

⑱「約ノ内一ツ必ス否定ナルヘシ」

証明：両約とも肯定なら、両約の属位である中極は特称で⑪に違反。

⑲「断言ハ否定ナルヘシ」

証明：⑱と⑬による。

⑳「老約ハ全称ナルヘシ」

証明：⑲により老極は全称。老極は老約の主位だから、老約は全称。さもないと、⑪の「老極不法ノ偽題」となる。

第三図（435頁）

㉑「少約ハ肯定ナルヘシ」

証明：もし否定なら⑭により老約肯定。その属位である老極は特称。⑬により断言は否定で老極は全称だから、老極不法を犯すことになる。

㉒「断言ハ必ス特称ナルヘシ」

証明：㉑により少約は肯定⁽¹⁹⁾、その属位の少極は特称であり、それは

断言の主位だから断言は特称。そうでないと、少極不法を犯すことになる。

第四図（435～6頁）

㉓「モシ老約肯定ナル時ハ、少約ハ全称ナルヘシ」

証明：中極は老約の属位で、老約肯定なら特称。従って少約の主語は、少約特称となり、特称。故に中極特称の誤り（不周延の虚偽）を犯すことになる。

㉔「少約否定ナル時ハ、老約必ス全称ナルヘキ」

証明：老約特称ならば、主位の老極特称。㉓により断言否定で、属位の老極全称となり、老極不法を犯すことになる。(㉔は不十分である。老約否定のときも、老約全称でなければならず、西の表現に倣えば「両約ノ内、一ツカ否定ナル時、老約必ス全称ナルヘキ」とすべきである。)

㉕「少約肯定ナル時ハ、断言ハ特称ナルヘシ」

証明：少約の少極特称。断言の主位は従って特称となり、断言は特称になる。そうでないと、「少極不法ノ罪」を犯すことになる。

以上㉓～㉕の條則を適用すれば、注（18）で一例を示したように無理なく、各図での妥当する軌を六つづつ選別できるが、著者たる西はむしろ、これを付け足りのごとく、「猶カシコ爰ニ、ソレ條則ノ入ルコトアリ」（434頁）としてしまっているが故に、前述の指摘通り、強引に二十四軌を整えているような感が否めないことになる。「コハ皆、上ノ通則ヨリ、推シ拡メタル者ナリ」（同上）というのは、それぞれの証明で示されていたように、その通りである。

14

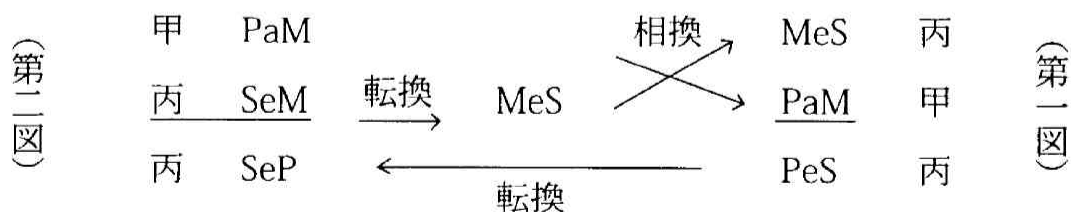
次に「化形還元」と題される第三章が続くが、その意味は、残った

二十四軌の妥当性は積極的に証明されていないので、アリストテレス以来とられている、第一図を「正図」(=正格)(436頁)として妥当するものとし、「侘シ三ツハ、其変格」と見なし、「之ヲ第一図ノ演題ニ、直」(同上)すこと、であり、このように軌の形を変える(化する)ことである。⁽²⁰⁾

「其法重ニ一約カ、若クハ、両約ヲ、転換(=換位)ノ法ニテ、直スコト」と言われるように、中極の位置をそれぞれ第一図に合うようにすればよいとされる。従って「第二図ハ……老約ノ転換ニテ、……第三図ハ少約、第四図ハ、両約ノ転換ニカクヘシ」(同上)となる。

ところが、そうすると、「其演題、原トノ図ニテハ、イト良キモノヲ、第一図ニ移シテ、サナキコト間々アリ」と指摘して、具体例を示して説明がなされるので、それを見てみよう。(438頁)

第二図の甲丙丙(AEE)は化形還元すると、「老極不法ヲ犯ス」。つまり甲(A = PaM)を甲'(MaP)とすると、甲の主位が特称から全称になってしまう。けれども、第一図の丙甲丙は「良キ題」(=妥当する式)だから、甲丙丙の「両約ノ位本ヲ、相換フレハ、^(マ)薬リスルコトヲ得ヘキナリ」。後半の意味不明だが、恐らく、老極不法を犯さず、化形還元できる、ということだろう。「カク相換ヲナス時ハ、老少ノ極、其職掌ヲモ、換ヘアフ者カラ、其響キニテ、断言ノ転換ニ至ルヘキナリ」。図で示すところなる。

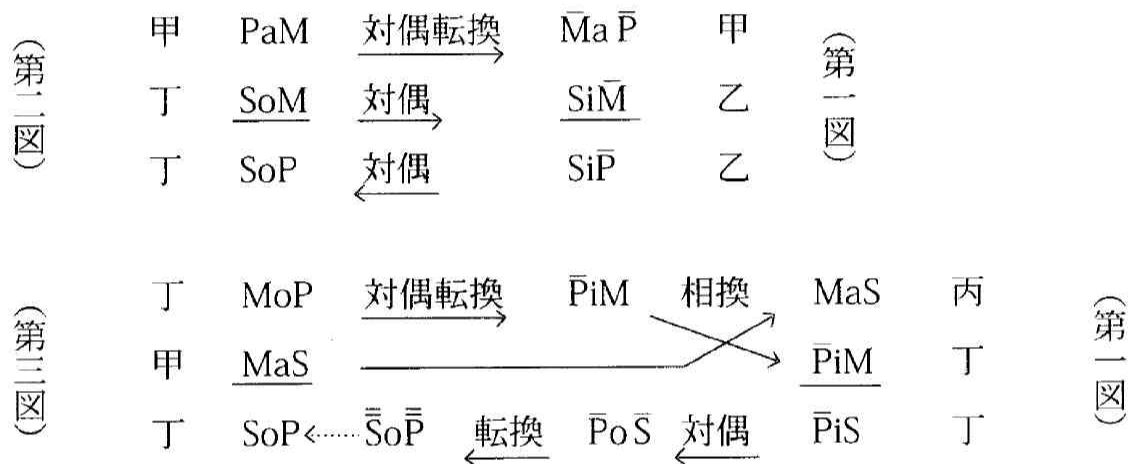


西の説明では少約丙の転換(SeM → MeS)が欠けていて補う必要がある。両約の相換により、老少の極が、断言で、主位属位を交換している(「老少ノ極、其職掌ヲモ、換ヘアフ」)ので、「断言ノ転換ニ至ルヘキ」(PeS → SeP)となる。恐らく、当時の読者には、このことが理解できなかった

のではないだろうか。

以上の例の検討から、「故ニ還元ハ、時ニヨリテ、三ツノ法ヲ用フヘシ」と、「三ツノ法」が示される。①「一ツ、又ハ二ツノ転換」、②「両約位置ノ相換」、③「断言ノ転換」である。

ただし、第二図の甲丁丁、第三図の丁甲丁は、丁は転換できないので、「コハ対偶ノ法ニテ、其障^{サハ}ハリヲ去ルヘシ」と言われが、これは次の様に解釈できる。



このように若干の例を挙げて、還元を説明した後、「ナヘテ此還元ノ法ト、又正図ト変格ト、諸軌ノ係ハリアフ様トヲ、示サムトテ、旧クヨリ、粒丁語ノ、カノ國フリノ、歌ニ約メテ、^{モノオホヘ}記性ノ助ケニトテ、備ヘタルヲ、今ハ表ニ写シテ、左ニ示スナリ」(437頁)と述べて、「還元表十九軌」とその表の読み方、更に「少シク洋学ニ通シタル輩ニハ」(439頁)そのラテン語の原文が示されている(439頁)が、これについては、徒らに拙稿が長くなるので、省略する。⁽²¹⁾

15

続く章は「拗格諸題」と題されていて、「正格」、つまり、定言三段論法、以外の「彼此ノ拠証」についての簡単な紹介である。というのも、

これは「彼此レノ文ミトモニ、見ルコトア」(441頁)るために、「心得ヘキ」ことだからである。

「彼此レノ拠証」に大きく分けて四つあると言う。すなわち以下の如くである。

- a 散体 (=省略三段論法)
- b 離合格 (=連言と選言)
 - b₁ 双契体 (=仮言連言)
 - b₂ 離撮体 (=選言)
 - b₁' 唯約契体 (=仮言)
- c c₁ 渾体 (=アリストテレス連鎖式) 又は「連環体」
 - c₂ 逆体 (=ゴクレニウス連鎖式)
- d 二重体 (=ディレンマ、両刀論法) (441～3頁)

以下その説明を見ていく。

aは「演題トマテ、ナラサル二題ニテ、前唱後和ヲ籠メタル」もので、これは、「三ツノ極備ハリ」「容易ク本題ニ直スヘキナリ」である。三ツほど例を挙げているが、そのうちの一つを見てみる。「イノ[○]ナルハ、ハナレハナリ」は「ハ[○]ハ[○]ナリ。イハ[○]ハナリ。故イハ[○]ナリ」の省略形であり、「ハ[○]ハ[○]ナリ」という大前提を暗黙のうちに想定しているのである。(同上)

bは「物ノ真トヲ、極メテ顕ハサスシテ、徒ニ此物ト、彼物トノ、係ハリアフ理リヲ、顕ハス者」で、「此拠証ニテハ、曾テ三ツ目ノ真トニ、^ト至クコトナシ」である。二つのうちのb₁は「トアル約束ヲ立テテ、トアル事ノ、相関ハレルヲ、明カス体」であるが、例示されているもの、例えば「イハ[○]ナラハ、[○]ハ[○]ナリ」は拠証というよりは命題である。同じくb₂は「イハ[○]若クハ[○]ナリ」の例示に見られるように、「正^サシク上ト相背キテ、全体ニテハ、定カナレト、現在ハ反リテ、定カナル様」を表わす命題である。(同上)

ただし、 b_1 「唯約契体」と呼ばれるものは、 b_1 「双契体」を「イト重ネタル」もので例示された「イハ[○]ナリ、[○]ハ[○]ハナレドモ、[○]ハ[○]ハナリ、故ニ[○]ハ[○]ホナリ」のようなものから察するところ拠証になっている。これは混合仮言三段論法と呼ばれるものである。(442頁)

c_1 、 c_2 はそれぞれアリストテレス連鎖式、ゴクレニウス連鎖式と呼ばれるもので、「多少ノ少約ヲ重ネタルニテ、……コハ、正格ニ直スコトヲ得」ることができる、と説明される。例えば逆体の例である「[○]ハ[○]ホナリ、[○]ハ[○]ハナリ、[○]ハ[○]ハナリ、イハ[○]ナリ、故ニ[○]ハ[○]ホナリ」⁽²²⁾の場合、最初の二前提より出てくる結論「[○]ハ[○]ホナリ」が省略されており、今度はこれと三番目を両前提として出てくる結論「[○]ハ[○]ホナリ」が又省略されている等々と考えられ、「カク極ノ多キニ因テ、演題ノ三ツトモ、四ツトモナス（この例の場合三つ）」と説明される。(同上)

dの「二重体」は「連環体ト、前ノ双契体ト、相交レル者（少々意味不明。しかし西の例示から明らかなように、二つの仮言命題を第一前提とし、選言命題を第二前提として、定言命題を断言するもの、と解されているのが解る。）二つの例が示されているが、一つは単純構成ディレンマ、他の一つは単純破壊的ディレンマと呼ばれるものである。⁽²³⁾

しかし、「カカル体（＝二重体）」は「徒ニ^{メツ}奇ラシキヲ好ムノミニテ、真ト偽トヲ顕ハス便リニモ、ナリ難キコト多」く、「詭論（＝詭弁）ニ陥ルコト多キソカシ」(443頁)と注意されて、これについて次に論じられる運びになる。(しかし、この二重体自体は妥当な推理形式であって、次章^三章で、「二重体ノ詭論」(444頁)と呼ばれる二つの例が示されるが、西は「何レカ真トナリヤ」と読者に問いかけているが、実は、どちらも真なのである。それが悪用されるかどうかが問題なのである。)

第^三章は「真偽易混」との題をもつが、冒頭で先ず、前に述べた「偽題」に触れて、「コハ、度量形質ナトノ、見損ヒヨリ、題ノ内ニ、^シ隠ヒコミタ

ル誤リナリ、コハ学ヒノ、未タ積ミヤラヌ際ハ、有リ勝チナルコトナルヲ」(同上)と述べて、推理の規則に違反する非妥当な推理の誤謬とし、初心者陥り易い、と指摘している。「度量形質ナトノ、見損ヒ」とは、恐らく、言語上の虚偽(例えば、多義の虚偽、文章曖昧の虚偽、合成あるいは分解の虚偽等々)を指すのであろう。言語外上の虚偽といわれる、論点相違の虚偽、権威に訴える虚偽、多問の虚偽、論点先取の虚偽等々のものは含まれていないように思えるが。

そして、これに対して、「詭論」とは「イト容レ難キ業ヲニテ、己カ過チヲ飾リ、非ヲ遂ケ、人ヲ偽リニ、陥シ入レナムト、謀ルヨリ出テツル」(同上)ものを言うとして述べているが、非妥当な推理とはされていない。

この「二重体ノ詭論」の例として、「カノ希臘ヨリ伝ハリタル」「鱈魚ト老嫗トノ争ヒ」と、「埃革多拉斯」と「普魯太格羅斯」の争ひ(444～5頁)が挙げられる。前者を取り挙げて検討してみよう。ワニに老婦が「尼羅ノ河辺」で子供を捕えられた際の両者の問答である。老婦がワニに、子を返してくれと懇ろに乞うと、ワニが、「吾此兒ヲ如何ニスラム、汝チ真ニ言ヒ当テナハ、返シテム」と言う、老婦は、「ヨモヤ汝ヲハ其兒ヲ我ニ返スマシ」と答える。それでワニが次のように答える。理解し易いように命題論理学で記号化して見てみよう。

「汝ヲノ言ヒシ所、真トナラハ (p)、我其真トニ背キテ、此兒ヲ返スベカラス (r)、モシ汝カ言ヒシ所、偽リナラハ (~p)、吾ハ真ナラハ、返シテムトコソ、言ヒツレ、争テカハ、此子ヲ返スヘシ (r)」

これが第一前提であるが、以下本文にはないが、第二前提結論を補って形を整えると、

「汝ヲノ言ヒシ所、真トカ、又ハ偽リナリ」

「故ニ、吾ハ汝ニ兒ヲ返サシ」

これを記号化すると、

$$(p \supset r)(\sim p \supset r), p \vee \sim p \quad \therefore r \dots\dots \textcircled{a}$$

老婦のそれに対する反論は以下のようなになる。

「吾真ト言当タラハ (p)、汝契リシ^{ママ}随ニ、我ニ返ヘスヘシ ($\sim r$) 又吾言ヒシコトノ当ラヌテフハ ($\sim p$)、汝兒先ツ我ニ其ヲ、返シタル上ヘニテコソ有ヘケレ ($\sim r$)」

「サレハ、何レノ道ニテモ (=吾ノ言ヒシ所、真トカ、又ハ偽リナリ)」

「(故) 其兒ハ我ニ返スヘシ」

$$(p \supset \sim r)(\sim p \supset \sim r), p \vee \sim p \quad \therefore \sim r \dots\dots \textcircled{b}$$

この①と②の結論は矛盾しているが、①②それぞれの推理自体は妥当しているのである。それは、ワニの言う最初の前提である二つの仮言命題に、その仮言命題が根拠としているワニと老婦のやり取りから、欠陥を見つけて出して、老婦が反論して、反対の結論が出てくる「二重体」をぶつけているのである。これは「角をつかまえる」方法というやり方である。

後者の例も同様であり、改めて取り挙げることはないだろう。つまり、両者の命題そのものが真であると受けとれば、推理自体は妥当するが、命題そのものの成り立ちの根拠が正確に確定されているかどうか、問題なのである。これら二つの例は、どちらもそういう意味で、「何レカ真トナリヤ」と問われれば、「何レモ真ト」なりと答えざるを得ないのである。(推理自体は形式的に妥当している。)表題の「真偽易混」とはそういう意味で、推理以前のレベル、つまり、命題の成り立ちレベルでの、真偽が紛れ易いということの意味するのであろう。推理自体は、真か偽か(正確には、妥当か非妥当か)を常に判定できるのであるから。西は、命題の真偽と推理の妥当、非妥当を曖昧に、区別しないで使用しているように思われる。

16

第₁₆章は「模範諸種」の題をもつが、「模範」とは、原語 system が添

えてあることから解るように体系のことである。「致知学家ノ著ハセル諸本、年ニ踵キ、月ニ新タニシテ」(445頁) その体系の立て方も様々であり、(異なる文脈の中で使われていることばを敢えて使えば)「其詳カナルコトハ、尚数十ノ卷キヲ重サヌトモ、盡スヘキニ非ス」(同上) だから、と述べて、又もや「コハ皆其原ツ書ニ、譲リテ、爰ニハ漏シツ」と言う。「模範諸種」として次のように述べる。

「或ルハ前ノ互証ヲ、全ク同一不同一ノ條下ニ論ラヒ、之ヲ以テ、弁決ノ運用トシ、或ルハ正格ノ演題ト、拗助ノ諸題トヲ、並ヘ列ネ、弁決ノ体ニ、確定、約契、離撰ノ三ツアリトスルナト、或ルハ専ラ学トシテ、爰ノ第^一章ヨリ、前ツ方ヲ詳カニシタルト、或ルハ其後ヲ精シクシタルナト、種々ノ異リアリテ、挙ケ悉スヘキニ非ス、…」(445頁)

そして話題を少し限定して、前述の「四図」についての見解も様々であるが、と述べるが、「多クハ第一図(=首図)ニノミ限レリ」とアリストテレス、カント、ハミルトン等の名を挙げて、「余レモ精シクハ、究メ得ネト、多キニ従フヲ、善カメレト欲フナリ」と述べ、「此四図ノ官能(=各格の特性と用法?)ヲ、手短カニ説キテ、其用例ヲ挙ケ」(446頁)る。

西はこのように述べて、大勢に従って、第一図を模範(西の用法とは異なり、現行の意味で)の形式と考える、と述べるにとどまり、以下の「四図ノ用法」についての「論ヒ」の中では、なぜそう考えるのかについて特に触れていず、「論ヒ」を紹介解説しているだけである。⁽²⁴⁾

先に(第二章)見たように、第一図の軌は断言として、甲、乙、丙、丁のいずれも見出され、第二図の軌では、断言として、丙、丁という否定命題のみ、第三図の軌では、乙、丁という特称命題のみが断言となり、第四図の軌では甲が断言となっていない。そしてこのような点から、第一図

が最も主たるものと見なされているのであろう。その上、「皆有全無之弁」が基礎にあり、又、「化形還元」の章で見たように、第一図への他の図からの還元が可能である等の理由も考えられよう。

さて、西は続いて各図の特徴を、例を挙げながら順に述べていく。

第一図は「學術上ニ、本ツキタル考ヘヲ、辞ハニ措クニ、殊ニ能ク適ヒタル式」として、その理由は「殊別ノ一体ヲ取テ、萬ツニ貫通スル一理ノ内ニ、包摂セシムル者」（446頁）だと言う。

用例 老約 得ヘカラサルノ道ニ従フハ惑ヒナリ

少約 好悪ニ因テ生死ヲ欲スルハ、得ヘカラサルノ道ニ従フナリ

断言 カレ、好悪ニ因テ生死ヲ欲スルハ、惑ヒナリ（同上）

この用例で上記のことを考えれば、老約で主張されている一般的法則（＝「萬ツニ貫通スル一理」）を特殊（＝「殊別ノ一体」）に適用して、結論を出す（＝「包摂セシムル」）ということであろう。事実こう述べている。「…惑ヒテフ老極ハ、求メ得ヘカラサル道ニ従フテフ中極ヲ包摂シ、求メ得ヘカラサル道テフ中極ハ、愛シテ生キムヲ欲シ、悪ミテ死ナムヲ欲スルテフ事実ヲ包摂シタリ」（同上）と。これは正に「皆有全無之弁」である。故に、第一図は「包摂ノ図」と名づけられる。

第二図は「考ヘヲ陳ルニ、落着カヌ所多シ、然レトモ、否定ヲ宗ト立ル題ニハ、第一図ニ劣ラヌカアリ、尋常ノ拠証ハ、此ニ出ルコト多シ」と言われ、「反証の図」と呼ばれる。「落着カヌ所」というのは何を意味しているのか不明だが（或いは、先に触れたようにこの図の断言は丙、丁の否定命題だけで、積極的に肯定することをしていない、との意だろうか）、後半は、先に「命題諸式」の章で述べられていたように、断言の否定命題丙、丁は「主位ノ者ヲ、属位ヨリ、ハネ除キタル考ヘニテ、用フル所ニヨリ、言ヲ反シテ、云フモノカラ、イトカアル裏題ナリ」（418頁、下線筆者）だから、「第一図ニ劣ラヌカアリ」で、「反証ノ図」と呼ばれる、という意

味であろう。挙げられた例で見てみよう。

用例 老約 達人ハ、質直ニシテ、義ヲ好ム者ナリ

少約 色ニ仁ヲ取ル者ハ、義ヲ好ム者ニ非ルナリ

断言 カレ、色ニ仁ヲ取ル者ハ、達人ニ非ルナリ (同上)

この図の演題は、老極(=達人)がある特性(=質直ニシテ、義ヲ好ム)をもつという一般論を述べている老約と、この特性をもたない少極(=色ニ取ル者)について述べている少約とから、少極が老極から排除されるということであり、この排除されるということが、「イトカアル」と言われ、「反証ノ図」と呼ばれる理由なのだろう。

第三図は、断言乙の場合、「比喩ノ式」(同上)と呼ばれ、丁の場合、「除類ノ式」と呼ばれる、と言う。「比喩ノ式」の例を見てみよう。

用例 老約 其事ヲ善クセムト欲スル者ハ、先ツ其器ヲ利スル者ナリ

少約 其事ヲ善クセムト欲スル者ハ工人ナリ

断言 カレ工人ハ、先ツ其器ヲ利スル者ナリ (447頁)

この場合、少約で一例(=工人)を示していると考えられているのである。更に付言して、「今之ヲ、不定転換ニカケテ、第三図ノ礼(MaP, MaS ∴ Sip)ヨリ、第一図ノ秋(MaP, MiS ∴ Sip)ニ直ス時ハ極メテ穩カナリト雖トモ、其レニテハ、唯工人ノ事ヲ説ク者トナルナリ」(447頁)と言われるとき、第一図のは単に「工人」についての断言であるのに対して、第三図のは、工人は「先ツ其器ヲ利スル者」でないという主張に対しての、一例を挙げての反論として役立つということを言っているのであろうか。(ここで第三図の「礼」、「秋」と言われているのは、「化形還元」の章で挙げられている「還元表十九軌」(437頁)のそれぞれの軌につけられた記号のことで、カッコ内に記したような軌を示している。)

更に、「又哈美拉頓氏ノ説ニ、此第三図ハ、帰納即チ成類ノ図ナリト云ヘリ」(同上)と紹介して、その解説をしている。「エヒモ=イ」「エヒモ=ロ」

「 $\therefore \overset{\circ}{\text{ロ}} = \overset{\circ}{\text{イ}}$ 」(447頁)^(2.5)の例で、 $\overset{\circ}{\text{エ}}$ や $\overset{\circ}{\text{ヒ}}$ や $\overset{\circ}{\text{モ}}$ は $\overset{\circ}{\text{ロ}}$ の類(ここでは先に見た定義による種・類の意味ではなく、構成員くらいの意味か)であり、更に、 $\overset{\circ}{\text{ロ}}$ は $\overset{\circ}{\text{イ}}$ の類(同様)を成すから、そう呼ばれる、というのであろう。

第四図は「其用稀ナリ、之ヲ交互ノ式ト云フ」(同上)と述べられる。その理由は、西の示す例を簡明化のため形式化すると、P-M, M-S, \therefore S-MをP-S, S-M, \therefore M-Pとしても同じことだからというのであるが、よく解らない。それではただMとSを交換しただけであり、全く別の演題になってしまっている。第四図は老少両前提を交換すると第一図になる、と言うべきであろう。

以上のように、この章は「模範諸種」(=論理学の種々の体系)と題されているが、それについては、様々な説がある、と言うだけで、この章の主題は、上に見たように、各「図」の特性について、である。

17

第二巻終章は、著者西の弁明ともとれる内容から成る。この書は「旧キ致知学」(=伝統的形式論理学)について「梗概論ラヒテ、初ヒ学ヒノ^{アラマシ}楷梯^{カケハン}」としたにすぎないので、「新シキ致知学」(=帰納法)についてはもとより、ミルの「致知軌範」(=『論理学体系』)に譲ろうと思うが、それでも、「猶一ト通り論ラヒテ、学者(=学ぼうと欲する者)ニ、其緒ヲ示サテハ、得モ已ムマシキコトアルナリ」(448頁)と言う。

それは、演繹(鉤引)と帰納(套挿)の相違が致知学における「二ツノ道」の相違になるということである。この書で示した「演題」では「少約ハ、必ス老約ノ理(=通理、同上)ヲ、演繹シテ之ヲ一物、若クハ一ツノ事実ニ、結ヒツケテ、示」(449頁)し、「其通理ヲ、演繹シテ、断言ニテ、特称ノ者ヲ、断ハル」(448頁)ので、「演繹ノ法」と言うのである。したがって老約の通理が偽であるなら、偽題に陥る危険があり、真理を求めること

ができなくなる。又、演題においては、「老約ノ全称ヨリ、少約ノ特称ニ移レハ、特ハ既ニ全ノ内ニ、含ミタル」ので、断言は余計で、「益ナキコトニテ、演題ハ何ノ値ヒモ無キ者ナリ」(449頁)と難じる説もあって、「此難題、深ク致知学家ノ骨ニ徹リテ、イト痛キ難ミナレト、サレハトテ、演題モ、鶏助ニ属シテ、捨テモヤラテ」(同上)、いろいろの説が出てきたが、ミルが出て、「演題ハ演繹ニハアラテ、正_レシク帰納ノ法ナリ」と言って、帰納法を発明した、と述べ、帰納法についての記述に移る。

帰納法は「特ヨリ全ニ、若クハ特ヨリ特ニ、推ス者」であって、老約の通理は「多少特別ノ経験ヲ集メテ、合セ立_テタル者」(449頁)であるから、例えば、「人ハ死スヘキ者ナリ」という老約においては、「頼朝モ、義経モ、景時モ、其外古今ノ人モ、死ニキ」と言うに等しく、ことばの言い回し上、ひとくくりに、「人」と言うのであってみれば、本来、「特ヨリ特ニ移ル」(450頁)のである。このようなミルの考え方から、上記の難題も解決され、演題を演繹とのみ捉える考え方を翻えし、演題を無価値とする批判を克服して、その効用が再興されることになった。そして西はこう言う。「凡テ吾人ノ、知識ノ開ケユク道ハ、皆此帰納ノ法ニ由者ニテ」(同上)と。だからこそ、前述の「通理」(ここでは、「貫通スルー理」(同上)と表現されている)は、「視察」を得て、「経験上二本ツキ各自殊別ノ事実ヲ、集合」(同上)したものになり得るのである。

そして、西は自分が採るべき方法をここに見出す。「從來心理上ノ諸学ニ在テハ、諸家率ネ、カノ演繹ノ法ニ依テ、事ヲ論スルモノカラ、粉拏喧騒、今日ニ至ルマテ、一定帰着ノ論鮮キヲ、カノ物理上ノ諸学家ニテハ、旧クヨリ、一意ニ帰納ノ法ニ、従事セルヨリ今日ニ至リ、確固不拔、彼カ如ク、其盛ナルヲ致セリ」(同上)と、歴史的事実を無視して(引用文の下線部、筆者)まで、絶賛のことばを連ねる。だから、学者はこの帰納法をよろしく採用すべきだと強調して、文字通り、「其緒子」としてミルの次のこと

ばを引用して、この書を閉じる。

「各個ノ事実若クハ各個ノ見象者（＝現象）ハ一個若クハ数個ノ理法以テ之ヲ貫通ス」「同一ノ因縁（＝原因）ハ同一ノ応初（＝結果）ヲ生ス」⁽²⁶⁾という探求上の単元（＝公理）が立てられ、「試験上（＝実験上）講究ノ術」として「一致」、「別異」、「剩遺」、「伴結之差」（＝随伴的変異）の四法が開かれる。しかし、「学者ソレ之ヲ本書ニ講究セヨ」（同上）。

18

以上で『致知啓蒙』の叙述を追いながらの拙論での読みと注釈は終わるが、順序が前後したが、実は、この書には、漢文で書かれた長い「致知啓蒙自序」が冒頭（386～389頁）にある。最後に以下、それを読み下し文にして全文掲げ、更に数言を付す。⁽²⁷⁾

致知啓蒙自序

余嘗テ歐羅巴ニ遊ブ。頗ル其ノ事情ヲ悉ラカニス。観ル所ノ凡百ノ事物、之ヲ目スルニ、二字ヲ以テス。曰ク、浩大。都邑府城ノ若キ、道路橋梁ノ若キ、宮殿樓閣ノ若キ、廨署庠校祠宇教堂ノ若キ、幼孤啞盲癩狂疾病ノ諸院ノ若キ、分拆鑄鍛金銀硝磁諸工廠ノ若キ、考古博物禽獸草木諸館園ノ若キ、銃砲船艦海陸諸軍兵具戦器ノ若キ、瀋車電線駅遞銀行互市諸場ノ若キ、凡ソ目ニ触レ耳ニ入ル者ヲ以テ、皆愕然驚歎セザル莫シ。

退ニ及ビテ諸ヲ書史ニ考ヘ、^{コレ}諸ヲ學術ニ徴セバ^{ボウ}惘然自失惛然自惑、蓋シ其ノ説ノ精微ニシテ、其ノ論ノ詳確アルコト、啻ニ繭糸牛毛ノミナラズ、自ラ、心カノ以テ包括スルコト能ハズ、智カノ以テ剖拆スルコト能ハザル有ルヲ覺ユ。乃チ、又、之ヲ目スルニ、二字ヲ以テセバ、曰ク精微ナリ。夫レ此ノ二義、萬緒千端各々其ノ方ヲ同ジクセズ。活大ナル者ハ外ヲ務ム。其ノ極將ニ無際ニ至ラントス。精微ナル者ハ内ヲ務ム。其ノ極將ニ無間ニ

入ラントス。故ニ此ニ従事スルモ、手ノ滑スル処有リテ疎ヲ生ズルヲ免レズ。褊小ノ病誠ニ難ト為スナリ。両ツナガラ得テ之ヲ兼ネントスルコト有ラ令ムルカ。謂フ可シ、魚ト熊掌ヲ獲ルト。然レドモ之ヲ獲ルニ必ズ道有リ。朝夕ノ能ク致ス所ニ非ズ。既ニシテ致知ノ術ニ依リテ本末ヲ求メ、因果相応ノ故ニ相イ依リテ、之ヲ講究シ、久シク之ヲ思惟シ、熟シテ、一旦以テ心ニ會スルコト有リ。曰ク、精微ナル者ハ本ナリ、因ナリ。活大ナル者ハ末ナリ、果ナリ。能ク其ノ精微ヲ盡クス、故ニ能ク其ノ活大ヲ致ス。獨リ怪ム、世ノ耳ニ開化ヲ学ビ、口ニ文明ヲ唱ルノ徒、能ク其ノ活大ヲ模シ、其ノ精微ヲ遺サンヤ。アア亦タ培根ノ不問ニシテ結果ノ大ナルヲ求ムル非ラザルコト莫ランヤ。然レドモ其ノ精微ヲ盡クス、蓋シ亦タ方有リ。諸ヲ思惟ノ始メニ審ラカニシ、諸ヲ論弁ノ際ニ詳ラカニスルニ非ラザレバ、則チ能ハザルナリ。凡ソ學術ノ論、公會ノ議、狀師ノ訴、判官ノ断、苟クモ範ヲ此ニ軌セザレバ、將サニ室ヲ路傍ニ作ルニ幾カラント。亦タ何ゾ基礎ノ固ヲ保チテ累架層構、傾覆ノ患無カラントコトヲ。

此ノ書刊セ令メ世ニ公ニス。聊カ以テ大匠利器ノ用ニ供セント欲ス。固ヨリ難シ、浮躁ニシテ速成ヲ要スル者ト語ルコト。

明治七年六月 甘寐舎主人識

この序文において、具体的に自分の経験したことから出発して、自分が何故論理学を学ぶ必要性を痛感するようになったかが、述べられている。かつてヨーロッパ（主としてオランダのライデン大学教授フィッセリングの下で、津田真道と共に教えを受けた、1863（文久3）年5月から1865（慶応元）年10月までの期間。）で見た「凡百ノ事物」に「愕然驚歎」し、「浩大」との印象を強烈に受けたが、その源を考えると、それは學術の「精微」にあることに思い致った、と。「浩大ナル者ハ外ヲ務ム」「精微ナル者ハ内ヲ務ム」のであるから、「両ツナガラ得テ之ヲ兼ネントスルコト」は、「魚ト

熊掌ヲ獲ル」が如きで、なかなか難しく、「手ノ滑スル処有リテ疎ヲ生ズルヲ免レ」ない。しかし、方法がないわけではない。そう簡単ではないが「致知ノ術ニ依リテ本末ヲ求メ」て行くならば、「精微ナル者ハ本ナリ、因ナリ。活大ナル者ハ末ナリ、果ナリ。能ク其精微ヲ盡クス、故ニ能ク其浩大ヲ致ス。」ということに思い至るであろう。文明開化を唱える者が、結果の外なる浩大さばかりに目を奪われて、それを真似しようとして、その「培根」たる内なる學術の精微を「遺」し（＝忘れ）て、不問に付してはいないだろうか。これは、西による、かなり痛烈な時代風潮批判と言えるであろう。

精微を尽すためには、「諸ヲ思惟ノ始メニ審ラカニシ、諸ヲ論弁ノ際ニ詳ラカニスル」する必要があるが、それは「範ヲ此（＝「致知ノ術」）ニ軌」さなければならず、そうでないなら、路傍に基礎のしっかりしていない高層建物を建てても、傾いて倒れてしまう結果をもたらしてしまうのと同じ「患」があるのである。だから、この書を刊行して、いささかなりとも、「大匠利器ノ用」に役立ちたいと思うので、「浮躁ニシテ速成ヲ要スル者」は相手にしない、と、ここでも西の批判的口吻がうかがえよう。

西は、「浩大」と「精微」という二つのキーワードで、見事に西洋文明の在り方を捉えているが、その二つのうち、「浩大」を「末」「果」と捉え、「精緻」をその「本」「因」と捉えることにより、文明の「基礎ノ固」を確立し、「大匠利器ノ用」に供するのに、「致知ノ術」を学ぶ必要を力説しているのである。

しかし、この書は、既に見たように、伝統的形式論理学についての紹介解説にとどまっており、「確乎不拔、彼カ如ク、其盛ナルヲ致セ」（450頁）る「用ニ供」することのできる「帰納ノ法」については、最終章で「開端」しているのにすぎず、西の本望は果たされているのであろうか、と思うと、はなはだ不十分と言わざるを得ないのではなかろうか。更に、「凡テ吾人ノ、知識ノ開ケユク道ハ、皆此帰納ノ法ニ由ル者ニシテ」（450頁）と言われ

ているのだから。

注

引用その他は「西周『致知啓蒙』を読む（上）」に準じる。命題を表わすのに、記述を理解し易くするため、以下、随時、甲（AまたはSaP）、乙（IまたはSiP）、丙（EまたはSeP）、丁（OまたはSoP）を使用する。また \bar{S} 、 \bar{P} はS、Pの矛盾概念を示す。

- (1) あるいは、「莫逆嘉納ノ法」の第三の單元「一ツノ念ヲ、主位トナシ、佗シ念ヲ、属位トナシテ、二ツノ者ノ、相係ハル考ヘハ、必ス肯定ト、否定トノ中、其一ツニヲチテ、肯定ト、否定トノ、中間ニ^{ナカホト}。在ルコトナシ」（414頁）を指すか。しかし、次に見るように、そうではあるまい。
- (2) 恐らく属位に「標シ」（＝全称、特称）を加味したのは、先きに「此二ツ（＝外延、内包）ノ考ヘノ中ニテ、外延ノ考ヘハ、即チ度量観ニテ、重ク命題ノ上ヘニ、係ハルコトナリ」（410頁）との意識からであろう。
- (3) Mill 前掲書 71～72頁。しかし西の言うような「精シキコト」がそれほど述べられているとは思えない。
- (4) 同上
- (5) 前掲書 p.122～125頁。Book II、Chapter I、§ 2 Inference improperly so called.
- (6) 全集本は、「丁ノ「ロイーロロ」となっているが、「ロイー〇ロ」と訂正した。
- (7) ミル、前掲書 p.123、「……或るAはBでない。故に、或るBでないものはAである。……しかし、この場合、述語と主語が换位されているだけでなく、その中の一つが変更されている。「A」と「B」の代りに、新しい命題の名辞は「Bでないもの」と「A」である。」
- (8) 「原ツ文」が『論理学体系』だとしたら、「委シキコト」は、そこには全く見られない。先にも触れたが、どうも「原ツ文」は『論理学体系』以外のもののように思われる。
- (9) ここで言われる「実反対」について、西の引用する原語は opposition contrary となっ

ているが、『論理学体系』では、contrary propositions (反対対当関係にある命題) (p.124) は、西の言う「本来反対」に該当する。しかし、以下に見られるように全く別の対当関係である。

(10) 日本語の問題として、ここで、「カレ」ということばが「断言」に「冠」らせるが、この「カレ」は、「爰(わが国)ノ旧キ言ハニテ、カルカユエニ、ソレニテ、アルカラテフモ、同シ意ロナルヲ、今ハ短キヲ、選ヒ定メタルナリ」と断っている。又、「∴」という「標シ」を用いるとも。(426頁)

(11) ここで二つの留保が述べられる。

1) 「老少断ノ序テハ、近クハ少老断トスルヲ、良シトスル説アリテ、サルヘキコトナレト、今ハ唯旧クヨリ伝ヘタルヲ、云フノミ」

2) 「ナヘテ爰ニ論ラフ演題ハ、前ノ甲乙丙丁ノ外ハ、取ラス、モシ其外ノ式(定言以外の仮言、選言命題等)ヲ用ヒナハ、断言ニ至リ、イト難カルヘシ」(426頁)

(12) 全集本(428頁)では、「∴少極一老極」となっているが、「∴○少極一老極」と訂正する。

(13) 西はこの箇所次のような原文を引用している。

Things, which are identical with the same thing, are identical with each other. ミルの該当すると思われる原文は次の如きである。..... things which co-exist with the same thing, co-exist with one another: or (still more precisely) a thing which co-exists with another thing, which other co-exists with a third thing, also co-exists with that third thing. (前掲書、p.136) ミルはこれを目次の表題にあるように(同上、X)、「推論の最も基本的な公理」と呼んでいて、「数学の公理に著しく似ている」(同上)と言い、これを「第一の公理」と呼んでいるが、同時に西の触れていない(後では触れているが)、「裏題」にも関わる「第二の公理」についても記述している。The second is the principle of negative syllogisms, a thing which co-exists with another thing, with which other a third thing does not co-exist, is not co-existent with that third thing. (同上)

なお、西のこの箇所は漢文で記述されているが、引用に際しては、読み下し文に改めた。なお、単元、定則、條則等として述べられているものについては、以下の議論の便宜上、①、②……の番号を付す。

(14) ここの読み下し文にして引用。テキストのメをヰと読む。原文は西のと、ミルの

とでは喰い違っている。(西) Whatever is (affirmatively or negatively) predicated of a class, may be predicated in like manner (that is, affirmatively or negatively) of everything included in the class. (ミル) whatever can be affirmed (or denied) of a class, may be affirmed (or denied) of every thing included in the class. (前掲書、p.133) また「皆有全無ノ弁」の原語も、西は Dictum de omni et de nullo であるのに対し、ミルは、dictum de omni et nullo (同上) である。

- (15) 西はこのように考えるが、ミルによれば、しかし、「皆有全無之弁」は、西の言うように「旧クヨリ」の形而上学の体系には適しているように思われるが、「或るクラスについて肯定されるすべてのものは、そのクラスに含まれるどの対象についても肯定されるであろうと言われることによって、われわれは何を学ぶのか、知りたいものだ」と言って、「クラスとはそれに含まれ対象以外の何物でもなく、全体の原理とは、或る諸対象について真であることが、これらの諸対象の各々についても真である、との同一命題に他ならない」のだから、「これを公理ではなく定義だと考えなければならない。クラスということばを回りくどい言い替えで説明したものと見なされなければならない」(ミル前掲書、p.133～4)と指摘している。つまり、「皆有全無之弁」は、西の言うような「運用スルノ定則」ではないと言っているのである。

- (16) 西の引用している原文は The mark of a mark is a mark of a thing であるが、ミルの該当すると思われ箇所では次の如しである。..... whatever has any mark, has that which it is a mark of. そして次の西の説明に当てはめられる該当部分については、Or, when the minor premise as well as the major is universal, we say state it thus: whatever is a mark of any mark, is a mark of that which this last is a mark of. (ミル前掲書、p.138)

- (17) テキストはいづれも漢文。メをノと読む。西の引用する原文は次のとおり。⑦ Two terms, which agree with the same third term agree with each other. ⑧ Two terms, whereof the one agrees and other disagrees with the same third term, disagree with each other. 注(13)とやはり異なっている。

- (18) 一例として、第一図で、先述の6個の軌を選別してみよう。両約の可能な組み合わせのうち、⑭により、丙丙、丙丁、丁丙、丁丁が除かれる。乙乙は、全称が一つもなく、⑩に違反。乙丁、丁乙では、全称が一つ、断言否定で全称一つ、従っ

て中極は特称になり、⑩に違反。乙丙は、断言否定で、述語の老極は全称、ところが乙の老極は特称で、⑪に違反。残る可能な組み合わせは、甲甲、甲丙、甲乙、甲丁、丙甲、丙乙、乙甲、丁甲だが、⑮により甲丙、甲乙が、⑯により乙甲、丁甲が除かれ、残るのは、甲甲、甲乙、丙甲、丙乙であり、妥当な軌は従って、甲甲甲、甲乙乙、丙甲丙、丙乙丁、それに差等により、甲甲丁、丙甲丁、計6つとなる。

- (19) ここで「第五則ノ如ク、少約ハ、肯定ニテ」の「第五則」は不明。
- (20) 西は触れていないが、第一図が正図と見なされるのは、前述の「皆有全無之辯」(429頁)によるとされている。
- (21) 本節で三つの例を検討したが、このように第一図に還元する方法を織り込んだ歌と、それを表にしたものを、苦心して日本語に直して、正しく理解しているのは、ただただ脱帽するばかりである。
- (22) 西はこの例を示して、「正格ニ直ス」に際して、「イヨリ上_三三ツノ極ヲ、取りタラハ、「ロハハナリ、イハロナリ、故ニイハハナリ」ナトノ如シ」(442頁)としているが、これでは何のことか解らなくなってしまうので拙文の如く訂正した。
- (23) 二つの例の「少約」(=第二前提)はそれぞれ「今イモロナリ又ハモニナリ」「然レトモ、ハモニニ非ス、又ホモヘニ非ルナリ」となっていて、これでは連言命題になってしまうので「又」は「又ハ」とすべきであろう。
- (24) 例えば、筆者の管見し得た限りでは、大西祝の『論理学』(全集第一巻、警醒社、明治36年)でも同様に「三段論法の最高の模範は第一格なれば之を正格と名づけ他を變格と名づく」(121頁)としており、又、高山林次郎(樗牛)の『論理学』(帝国百科全書第二十編、博文館、明治31年)も「四格の中にて第一格は全称肯定の断案を有する唯一の格にして、又A、E、I、Oの何れの断案をも有するを以て、三段論法中にて最も肝要なるものと思惟せらる。」と同様の見解が採られている。(両者とも「三段論法」という語を使っているが、高山の「断案」とは結論のことである。)
- 又、翻訳であるが、拙論(上)で触れた、チャンブルの百科全書中の『論理学』(塚本周造訳、大井鎌吉訂。明治11年。筆者の参照したのは、有隣堂版、明治19年)には、「……三個ノ標式(=第二、三、四格の式)中ニ於テ証定シ得ル所ノ実理(=結論)ハ皆第一ノ標式中ニ於テ証定スベシ是ニ由テ觀レバ事物ヲ確説ニ約シ其正理ヲ証決スル法第標ヲ以テ最允当トナスベキコト明カナリ」(45頁)と同様である。

- (25) 第二前提「エピモ＝口」とあるが、「エピモー口」と読む。
 (26) 西のテキストは漢文。若干ルビを付す。
 (27) このテキストの読み下しに当っては、同僚の浅山佳郎教授に御教示いただいたことを記して、謝意を表します。

なお、蛇足であるが、自序の署名「甘寐舎主人識」の「甘寐」は「カンシン」と読むのであろうが、訓読みすると、「アマネ」（＝周）となり、西の遊び心がうかがえよう。

- (28) この稿を書き終えて、Hamilton の Lectures on Metaphysic and Logic の 4 巻本を見る機会があった。拙論で折り節触れたように、西が『致知啓蒙』を著すに当って、ミルの『論理学体系』に依拠したと、又、詳細はそれを参照せよ、と言っているので、そうなのかも知れないが、『論理学体系』に該当する箇所がないと思われる部分もあり、不審に思っていたが、どうも、ハミルトンのこの書物をも参照したのではないかと思えるようになってきた。例えば、第一章原学大旨における、概説的な論理学史は、ハミルトンの書物（第一、二巻は Metaphysic、第三、四巻は Logic に当てられている）の第三巻、Lecture I, Introduction, Logic - I, Its definition (p.1 ~ 18) で述べられていることと非常に類似しており、これを参照したことは、ほぼ間違いのないと思われる。（少なくともミルの『論理学体系』には西の記述に見合った論理学史の記述は見られない。）

更に、例えば、「合美拉頓氏、改メテ、思慮ノ法ノ学ナリト、定義ヲナム、定メツル」（392 頁）で引用されている原文は、同書 4 頁での Logic is the Science of Laws of Thought as Thought である（最後の as Thought が脱けているが）。その他、今各々の対比を示す余裕はないが、かなりの部分がハミルトンを参照していることを指摘しておくにとどまらざるを得ない。

さらに前注（3）、（4）、（8）、以下の部分に関しても、ハミルトンを参照しているのなら、納得できる。

拙論（上）に倣って、訳語対照表を以下に付す。既出のものは略す。

原 語	致知啓蒙	現 行
categorical	正格／確定	定言（的）
major term	老極	大名辞
middle term	中極	中名辞

原 語	致知啓蒙	現 行
minor term	少極	小名辭
extrimties	極端	
major promise	老約	大前提
minor promise	少約	小前提
argument (figure)	弁証、拠証 図	(議)論 格
mood	軌	式
identical	同一	
rule	定則	規則
Dictum de omni et de nullo	皆有全無之弁	総体および皆無の原理
fallacy	偽題	虚偽
reduction	還元	還元
transposition	相換	
ultrasyllogistic	拗格諸題ノ拗体ノ諸題	
enthymeme	散体	省略三段論法
conjunctive and disjunctive	離合体	連言と選言
hypothetical conjunctive	多契体	仮言連言
disjunctive	離損(体)	選言
hypothetical	唯約契体ノ約契	仮言
sorites	渾体	連鎖式
chain argument	連環体	
goclenian sorites	逆体	ゴクレニウス連鎖式
dilemma	二重体	ディレンマ、両刀論法
sophism	詭論	詭弁
system	模範	体系
principle	万ツニ貫通スル一理	原理
subsumption	包摂	
opposition	反証	
exemplification	比喻	

原 語	致知啓蒙	現 行
exceptive	除類	
constitution	成類	構成
reciprocity	交互	
postulate	通理	公理
observation	視察	觀察
experimental	經驗上	
intellectual	心理上	
physical	物理上	
(system of logic)	致知軌範	論理学体系
phenominon	見象者	現象
law	理法	
cause	因縁	原因
effect	応効	結果
methode	術	
Experimental inquiry	試験上講究	
agreement	一致	
different	別異	
residue	剩遣	
concomitant variation	伴結之差	

*1. 原語が示されていないが、翻訳語と思われるものを次に掲げる。

引証（＝推論）、式（定言、仮言等の命題の形）、首図（＝第一格）、條則、通則、中極特称ノ偽題（＝中名辞不周延の虚偽）、老極不法（大名辞不当周延）、少極不当（小名辞不当周延）、弁決ノ体。